

令和6年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 令和6年12月18日（水） 開会 午前10時
閉会 午前11時56分

場所 第2委員会室

出席委員 岡田静佳委員長
永瀬秀樹副委員長
渋谷真実子委員、松本義明委員、高橋稔裕委員、武内政文委員、
梅澤佳一委員、中屋敷慎一委員、小川寿士委員、田並尚明委員、
戸野部直乃委員、岡村ゆり子委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [福祉部]
細野正福祉部長、縄田敬子こども政策局長、岸田正寿福祉部副部長、
武井裕之地域包括ケア局長、鈴木康之福祉政策課長、播磨高志社会福祉課長、
今井隆元地域包括ケア課長、草野敏行高齢者福祉課長、
小松素明ねんりんピック推進幹、茂木誠一障害者福祉推進課長、
高橋良治障害者支援課長、築地良和福祉監査課長、
黒澤万里子こども政策課長、山崎高延こども支援課長、
菊池陽吾こども安全課長、多久島康寿児童虐待対策幹
[県民生活部]
鵜澤浩美人権・男女共同参画課共生推進幹
[保健医療部]
植竹淳二健康長寿課長
[産業労働部]
塚本英樹雇用労働課副課長、伊藤佳子人材活躍支援課長、
田中舞多様な働き方推進課副課長
[教育局]
佐藤直樹生涯学習推進課長、松本光司人権教育課長、
高田淳子義務教育指導課長、石村卓也財務課副課長
[警察本部]
小田智一生活安全部参事官

会議に付した事件

子育て支援について、児童虐待防止対策について

松本委員

- 1 資料のページで言うと2ページ目の「4 こどもの居場所づくり」についてだが、「(2) こどもの居場所づくり」、「ア 地域ネットワークの設立支援」についてというところだが、私の地元入間市でもこども食堂ネットワークあるが、こども食堂をはじめいろいろ横のつながりというのが大事だと思うが、ホームページ等は確認したが、地域ネットワークの現状とその効果についてどのように捉えているのか、1点目お伺いする。
- 2 もう1点、資料のページ3ページ目、次のページ、こどもの意見聴取についてである。こちらについては9月議会で私たちの団から提案したこども・若者基本条例の第12条にも意見聴取と意見反映っていうのは明記してあるが、そういったことも踏まえて、さいたまけん★こどものこえにより、県内の小中学生を対象にWebアンケートを実施して意見聴取とあるが、意見聴取した際のテーマや意見の概要はどのようなものなのか、お伺いする。
- 3 また、聞くだけではなく、これをどのように県に届いたものを反映して生かしていくのかお伺いする。

こども支援課長

- 1 こどもの居場所の数が増えてきているが、こどもの居場所では資金繰りや物資の受け入れなど、個々の団体だけではなかなか解決が困難な課題が多くあり、そのために地域の単位でこどもの居場所の運営団体のほか、市町村や、支援していただける企業と連携したネットワークを作っていくことが、こどもの居場所の安定的な運営のために必要である。そのために、今年度は設立費用の補助や、設立のノウハウが分かるスタートブックを作成したりして支援を行っており、現在では県内27の市町村域でのネットワークが構築されているところである。また、効果としては、実際に活動しているネットワークの方からは、一応ネットワークに市町村も入って形ができていることで、企業からの支援の受入れが非常にやりやすくなったということや、あとはいろいろ悩み事、困りごとがあったときに、地域の中で相談をできるような体制ができたということで、悩みを共有できて解決がしやすいというような効果の声も聞いており、こどもの居場所の運営の安定化に役立つと考えている。

こども政策課長

- 3 この「こどものこえ」については、今年度新たにWebアンケートのシステムを構築をして、小中高校生を対象に募集をした。こちらの資料にある通り1,566人の方に御登録を頂いたところである。このこどものこえのシステムを使い、アンケート、この度初めて実施をして、11月から12月にかけて実施をしている。テーマということで御質問いただいたが、今回は埼玉県こども若者計画をテーマとして意見を頂いた。こどもたちからの意見、どんなものがあったのか概要ということだが、意見をいろいろ頂いたところだが、こどもの意見を聴いてくれて、とてもうれしい、あるいは計画案を読むのは難しかったけれども、埼玉県に住んでいてよかったと思えるようになると良いといった感想のようなものや、あるいはボールが使える公園があるといい、遊具を増やしてほしいとか、職場職業体験が気軽にできる場所を作してほしい、いじめがなくなればいい、パパ・ママと遊ぶ時間を過ごす時間を増やしたいなどのそういった意見を頂いた。

これらの意見をどのように県政に反映して生かしていくかということだが、こうしたこの取組、県が受け取ったこどもたちの意見については、現在策定中の埼玉県こども若者計画への反映することや、意見の内容に関する担当部局を中心に、県施策への反映を検討することで活用していきたいというように考えている。

松本委員

1点再質問する。地域ネットワークづくりの関係だが、県内27か所ということで、もっと増やしていくお考えだと思うが、具体的に今、ネットワーク設立の補助金とスタートブックってことであるが、増やしていくためにどんなを支援して、更にという部分ではどんな支援を考えているのかというのを1点伺います。

こども支援課長

今年度策定したスタートブックを活用して働き掛けていこうとか、後はそういうセミナーや交流会など、様々な市町村との連携の場を通して、地域ネットワークの今、先ほど申し上げたようにその効果や、そういったものを訴えていくとかあるいは実際にネットワークが活動している好事例を紹介するなどして、まだ設置をしていない市町村に対して強く働き掛けていきたいと考えている。

渋谷委員

- 1 まず、資料4ページの虐待相談対応状況の円グラフを見ると、主な虐待者は実母が約半分を占めていることに驚いた。県では女性の妊娠から子育てまで様々な支援をしていると思われるが、逆に母親がこどもに対してしてはいけないことなど、県民に広く周知されているような取組をしているのか、具体的に伺う。
- 2 次に、資料6ページの高校生への学習支援に対して伺う。入所する高校生に対して、学習塾や部活動等の費用を補助するとあるが、令和5年度実績1,301万1千円と書いてある中で、実際にどのような支援実績なのか、さらに、学習塾と部活動等の割合はどのぐらいなのか。何に対して補助なのかを具体的に伺う。
- 3 また、入所している小中学生への補助は利用が可能なのか。小中学生への学習サポートなどはどのように取り組んでいるのか伺う。

健康長寿課長

- 1 妊娠届を出した全ての母親の手に渡る母子健康手帳において、育児の上での保護者の方に心掛けていただきたい、また、こどもの成長に合わせた育児のポイントを記載している。また、赤ちゃんに対してやってはいけないことや、体罰によらない子育てについても周知しているところである。具体的に申し上げると赤ちゃんに対してやってはいけないこととしては、例えば「赤ちゃんが泣きやまずイライラしてしまうことは誰にも起こり得るが、赤ちゃんに対しては決して揺さぶらないで」と注意を促しているところである。また、体罰等によらない子育てとしては、しつけと称してたたいたり怒鳴ったりすることは、こどもの心身の成長発達に様々な悪影響を及ぼしてしまう可能性がある旨を説明して、こども家庭庁のホームページの児童虐待防止対策関係ページ、こちらの「体罰等によらない子育てのために」というページにアクセスできるように二次元コードを掲載しておところである。アクセス先のホームページでは、しつけと体罰は違うとして、例えば「何度も注意したけれども、言うこと聞かないので頬をたたいた」などの行為は体罰であるというように具体的にまず事例を示して周知をしているところ

である。さらに、育児に関して分からないことや、不安なことがあれば遠慮なく健診の際に医師・保健師に相談するよう促して、市町村保健センターなどで電話相談も受け付けている旨を記載しているところである。このように母子健康手帳において、虐待防止を念頭に、こどもに対してしてはやってはいけないことについて周知をしているところである。虐待に至る母親については、やってはいけないことを知らないから虐待してしまうのではなくて、やってはいけないことは分かっているけれども、育児に追い詰められてしまって衝動的に虐待行為をしてしまうということもあるので、子育て中の母親を孤立させないよう、切れ目ない相談支援や、相談や支援で寄り寄り添っていくよう、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えている。

こども安全課長

- 2 補助内容としては大きく五つにあり、一つが学習塾などの学習費用、大体これが647万円ほどになっている。それから部活動に関する費用として、それが大体378万円ほどとなっている。それから三つ目として自動車運転の免許の取得費用ということで、これが大体185万円ほどになっている。それから大学受験料として、これは大体85,000円ほどになっていて、それから英検などの資格取得費用ということで、これが50,000円ほど高校生に支援をしている。それから続いて学習塾とか部活動の割合どれぐらいなのかということだったが、今お話ししたように、学習の補助が674万円で部活動が大体378万円となっているので、学習費の方が1.7倍多い状況になっている。それから今の補助対象の中で学習面に関しては、教材費、塾、予備校代、家庭教師代など幅広く補助しており、部活動の利用する費用に関しても、用具代とか遠征の費用なども補助しているというような状況になっている。この補助については基本的には高校生向けの補助なので、小中学生に対してはこういった県単の補助はないが中学生に関しては、学習費は措置費ということで、出しているのも塾については、こちらのお金で出している。
- 3 それから小学生については、基本的な学習支援については職員であったり、学習ボランティアの方に来ていただいてサポートしているというのが現状である。

渋谷委員

母親がこどもに対してしてはいけないということで、いろいろな県での対策をお聞きした。先ほどの資料4ページの円グラフの中に虐待の種別、心理的虐待の中に夫婦間でのDV目撃などあるが、例えば夫婦間でのDVの中に、夫婦喧嘩というのは含まれるのか。そしてそのことが今後県で心理的虐待の中で防止する中に、夫婦間のけんかなども入れることは可能なのか。

児童虐待対策幹

児童虐待防止の関係で、例えば189などのパンフレットや、彩の国だよりとか、県のホームページで広く周知をしているところだが、その中で児童虐待の4類型の事例を示すことは非常に重要だと思っており、県民の皆様にご理解いただけるようにということで工夫をしているところである。例えば189のチラシの方でも、いわゆる夫婦喧嘩も含まれると思うが、暴力暴言ということで、夫婦間でDVが行われた、それがこどもの面前であったということは心理的虐待であるということを明記しているので、今後もこういった事例も含めて、チラシに載せるなどして、広く周知していきたいと考えている。

高橋委員

- 1 まずは、2ページの右側、「4 こどもの居場所づくり」についてである。全般に当たるところだが、こどもの居場所づくりの目標数800か所に対しては順調に推移しているところだと思っている。しかしながら、9人に1人が相対的貧困と言われている中で、なかなか全員というわけにいかないが、まだまだ全然利用者数と比べると届いていない。十分に行き届いていないという現実がある。居場所の増加だけでなく、利用児童の増加の取組を深掘りする時期に来てもいいのではないのかなと考えている。対象児童を一人一人見つけていく、届けていくことが大事だと思っている。広域自治体としてどのように支援していくか、教えていただきたい。
- 2 関連する5項で、5ページ目に行き、この(4)の(ウ)で、右側の関係団体等の連携というところになるが、ここの記載にこども食堂やフードパントリーが私は抜けていると思っている。こども食堂やフードバンクで虐待を疑われる児童の発見や食事を提供する機能がある。この協議会に入っている団体とここに書いてあるが、同じような扱いとして、存在感がお互いの信頼関係を築いていくべきだという考えに基づいており、こども食堂やフードパントリー主催者と児童虐待防止に係る情報共有、意見交換することが必要であるとするが、いかがか。
- 3 3項に戻る。こどもの意見聴取になる。松本委員からも質問あったが、基本法ができた、条例ができたというところで、こどもの意見を聴くというのは一番の大きな転換であろうと思っている。そういうことをここでやらないと次のタイミングでなかなかそのように行政の考え方が変わることがないと思うので、ここは勝負どころだということのように考えており、この意見聴取の取組で、十分と考えているか、更なる必要、取り組む必要であるとするがどう取り組んでいくのかと。そして、また広く聴取した意見について、県の施策に反映するかしないかのフィルターや判断は、難しいがこども目線でこどもに軸足を置いて行わなければいけないと思っており、どのような考え方、仕組みで行っていくのかお聞かせいただきたい。

こども支援課長

- 1 支援を必要とするこどもたちに十分に利用してもらうためには、まず、こどもの居場所の広報を強化して認知度を高めていく必要があると思っている。県では先日「こどもの居場所フェア埼玉」を開催して、こども食堂やプレーパークを実際に体験していただけるようなブースを用意して、こどもの居場所の認知度向上、それから利用者の増加にかかる取組を行ったほか、こども応援ネットワーク埼玉のホームページの方に、県内のこどもの居場所のマップを掲載しており、こどもの居場所を必要とする方、近くにあるのかどうかということを探してすぐにアクセスできるように支援をしている。また、一方でこどもの居場所を多くの方に利用していただくためには、こどもの居場所自体の安定的・継続的な運営が不可欠である。そのために既にそのこどもの居場所を今運営されてうまく回している方とか、あとはその広報とか衛生管理とかそれぞれのノウハウを持った専門家の方を、こどもの居場所づくりアドバイザーとして任命をしており、団体の要望に応じて、団体が必要とするテーマに応じて派遣をして、それぞれ居場所の立上げの他、継続的な活動をそれから環境整備等についての支援を行っており、より回数を増やすとか、利用しやすい環境を整えるような形での支援を検討して行っている。

児童虐待対策幹

- 2 児童虐待防止対策に係る関係機関等との連携について、それぞれの地域における関係

団体等との連携も含めれば、非常に県内たくさんの関係機関や連携事例というものがあ
ると認識している。委員お話しのとおり、こども食堂やフードパントリーなどのこども
の居場所について地域におけるコミュニティの再生だけでなく、こどもの見守りとして
の機能も期待できるので、県のほか、市町村などの地域における情報共有や意見交換を
はじめとする連携ということはとても有益であるというように考えている。今回の資料
について記載の方はしていないが、今後引き続きこういった地域の関係機関との連携協
力しながら取り組むことなので、児童虐待の防止、それから早期発見、早期対応に向け
て努めていきたいと考えているので、御理解いただければと思う。

こども政策課長

3 まず委員からこどもの意見聴取について、法や条例に位置付けられており、今が勝負
どころだということで、そのとおりだと考えている。今年度だが、こちらの資料にある
さいたまけん★こどものこえのシステムの構築や運用、それからこどもたちの意見交換
会を実施したほか、こちらの資料には記載ないが、こども政策課の職員が県内の小中学
校や特別支援学校などを訪問して、小学生から高校生までのこどもと直接意見交換す
るような取組を行っていった。十分なのかというご質問であったが、この取組は当然のこ
とながら今後も、引き続き行っていかなければならないというように考えている。それ
で更なる取組が必要ということだが、今回こうした取組を行ったことで、分かったこと
としては、まずWebアンケートは、多くのお子さんの意見を聞くことができる特徴が
ある。また、直接相対しての意見交換っていうのは、双方向のやり取りをすることで、
こどもさんの意見をより深く掘り下げることができるといったような特徴が分かって
きた。今後意見聴取を実施する際に、こうした特徴を踏まえながら、引き続きこどもた
ちと対話する機会をより多く設けるなどの、そういった取組の充実を進めていきたいと
考えている。それから続いて、そのこどもの意見の反映というところに、こども目線
で行うべきである、軸足を置くべきであるということである。委員御指摘のとおり、こ
どもの意見は、聴くだけではなくて、その意見をどうやって県のこども施策に反映させ
ていくのかということが重要であるというように考えており、法や条例にも意見を反映
させるための措置を講ずるというように定められている。そういった意見を反映させる
ことが必要であるというように私ども認識をしている。こどもの意見の反映は、こども
を支援の対象として捉えるだけではなくて、共にその社会を作るパートナーとして、そ
の意見を聞いてそれを反映させる取組が必要であると考えており、したがってその目線
で行うということについては、こども施策の当事者であるこどもの目線を重視して受け
とめる姿勢で臨んで、その意見が県の様々な施策に反映させるように取り組んでいき
たいと考えている。御指摘のあった仕組みということについて、こどもの意見聴取とい
うのが、今年度から本格的に始まったというところもあり、こういう仕組みを新たに作っ
たりというようなことをしている。そのため引き続き、この県の施策を検討する過程に
こどもの意見を反映する仕組みについても、今後検討を進めていきたいというように考
えている。

高橋委員

一番初めに質問した「4 こどもの居場所づくり」の話についてだが、フェアを行った
だとか、それが施策という話であるが、私の受け取り方としては興味の少ない人とか知ら
ない方に、どう届けるかというような、その部分について焦点を当てべきだというお話
を差し上げていて、フェアに行く人はこどもの居場所を知ってる人のように感じるので、

知らない人だったり認知がない人に伝えていくような考え方をもっと県は持つべきだと思うがいかがか。

こども支援課長

そのような視点は非常に大切だと思っているので、今後、広報をしていくに当たり、例えば、学校のこどもたちに直接情報を届くような感じであるとかいろいろやり方はあると思うが、興味のない方に届くような、ということについても考慮して、今後この広報のやり方を進めていきたいと考えている。民生委員の方なども活用しながら広報を進めていきたいと考える。

戸野部委員

- 1 今、高橋委員の方からもお話あった「4 こどもの居場所づくり」の「ウ 認知拡大及び支援者の掘り起こし」というところで、本当に様々な取組の中で認知は徐々に広がってきてはいるけども、やっぱり企業の方などから社会貢献的なところで支援したいお声を頂戴することがある。現在そういった支援企業などは何件ぐらいあり、具体的にどういった支援をしているのか。こうした事例を広報していくことっていうのも必要と思うので、まずここで事例を伺いたいと思う。
- 2 続いて3ページの子育てしやすい環境づくりや両立支援の「(2) 子育てと仕事を両立したい人の支援」というところで、若い世代は本当に仕事と子育ての両立ということが随分当たり前のようになりつつあるが、それぞれ夫婦にも大きく負担はかかっているのは現状だと思う。そこで、相談窓口の設置について、どういった方が相談対応されているのか、専門相談員の資格とまた相談件数とその反響について伺う。
- 3 続いて、社会的養育の推進についてである。「(1) 里親委託の推進」について、民間活力を生かした里親リクルート活動の強化の具体的な活動事例を伺う。
- 4 家庭養育の推進の元でこの里親委託の推進も進めているということだが、やはり里親になるということは、その御家庭はもう、もうたくさんの覚悟が必要になってくると考える。経験者からの言葉が一番支えになったり、後押しになったり、委託推進にもつながっていくと考えるが、この愛泉里親支援センターでは、里親経験者はどのように関わっているのかということ伺いたいと思う。
- 5 「(3) こどもの権利擁護環境の整備」ということで、今年度から意見表明支援員を養成と、また活動されているというような、当初予算でも入っていた。支援員の養成内容と活動状況、そして訪問した先のこどもたちの反応はどういった様子であったかということ伺いたいと思う。
- 6 そして、他の自治体ではこどもアドボカシー養成講座ということで、広く講座の受講者を募集して、アドボケイトとして登録しているというような、そういった自治体も多くある。活動の場を設けているということで、こういった広く養成講座をすることで、多くの方がこのアドボカシーについて理解して、またこどもの声を聞くってことの重要性、そしてこどもを尊重した社会の実現につながっていくってことを、そのことも周知していく必要があると思う。今後、このこどもアドボケイトとの更なる周知と、またアドボケイトの養成が必要と私は考えるが、今後どのように考えるか伺う。

こども支援課長

- 1 多くの企業がこどもの居場所には、いろいろ御支援を頂いており、網羅的に把握はしていないが、例えば、こどもの居場所に対して実際に寄付や、食材の場所の提供などをい

ろいろやっていたいっている自主的な支援などを行っている方々の集まりとして、こども応援ネットワーク埼玉というものがあり、こちらの会員数でいくと令和6年の11月現在会員数は1,083だが、そのうち企業の会員が140社となっている。例えば、県の社会福祉協議会に設置しているこども食堂未来応援基金という基金があるが、こちらが令和元年に立ち上がっているが、それ以降で企業・団体からの寄付として、10月末までに合計で473件、約9,000万円余りの寄付を頂いており、多くの企業から支援を頂いているところである。

具体的な寄付の内容だが、例えば寄付として、金銭の寄付のほか、例えば食材の支援として、定期的にお米の支援を頂いているような企業や、災害の備蓄用の食材、備蓄用食品を更新の際に寄付を頂いていたり、あるいは例えば、クリーニングをやっている企業は、お客さんからもう着られなくなったこども服を集めて、クリーニングをしてこどもの居場所の方で再度使っていただくということで、配布をしていただくなど、様々な事例がある。また、その物品だけではなくて場所の支援として、実際に寄付をいただいたものを実際に置いておく場所、倉庫など、そういったものがないところもあるので、企業が持っている倉庫などを使わせていただいたりとか、あるいはその企業が持っているスペースをこども食堂の活動の場として使わせていただいているというような事例もある。また、輸送の支援として、会社が所有しているトラックや、そういったものを活用して、実際に寄付を頂いた企業からこどもの居場所までの配送輸送を請負っていただいたりしているような支援の仕方もある。このように各企業の強みを生かした様々な形での支援を頂いており、委員お話しのように、こういった事例を紹介していき、広報にも生かしていきたいというように考えている。

多様な働き方推進課副課長

- 2 相談員の資格については、民間企業で人事労務の業務に3年以上従事した経験や、国の労働相談の経験等がある相談員が月水金と週3日相談業務に当たっている。相談件数は令和5年度で108件である。反響としては、相談者の方から「必要な情報を知ることができた、自分の気持ちを整理できた」という声を頂いているところである。

こども安全課長

- 3 具体的にどのような活動を行っているかという点であるが、各児童相談所の管内で里親入門講座というのをやっているが、里親支援センターの方でも同じく入門講座を行っていただいて、熊谷はどうしても管内が広いので、里親支援センターでは入門講座を今回、今年については5回、場所を変えて実施させていただいている。それから入門講座に終わった後なんかに、相談会をそのまま開催してお話を伺って、つなげられるようなことをしていたりとか、登録希望者が児童相談所の方にも来るので、そういったときには、初回から来ていただいて里親支援センターの方にも同席していただいて、その後の支援と一緒につながるような取組をしている。
- 4 それから経験者とのどのように関わっているのかということだが、委員おっしゃるとおり、本当に経験者の声が一番だと思うので、ちょっと余談になるが、先ほどの入門講座にも経験者の方に来ていただいて経験談を話していただいている。それから支援センターの方では熊谷児童相談所管内には熊谷やまなみ会という地域里親会があり、その里親会が児童相談所と一緒に研修会や、あと里親サロンという委託直後の方や、あと年長児、思春期の里子さんとかその時々でテーマを決めて、サロンみたいなことをやっている。そういったサロンに来ていただいたりとか、あとバーベキューとかいろんなレ

クの行事もあるのでそういうところにも参加していただいたりとかして、直接話を聞いてもらっている。県全体の里親会とか里母の会というのもあるので、そこにもセンターの方に参加をしていただいている。たまたまだが、里親支援センターの職員の方に里親登録をしている方が実はいらっしゃっているのもそういう方々の中ではお話を頂いたりというところで、里親の方経験者の方とつながるような形をとっている。

- 5 まず、養成の状況についてであるが、支援員の方については今年7月から9月の間に研修を受けていただいて、弁護士さん、社会福祉士の方、公認心理士の各団体から御推薦を頂いた方を5名ずつで計15名の方に意見表明等支援員になっていただいている。10月から訪問を始め、最初のうちは少し遊びの中に入っていただくような形で話していただくことをして、11月からは個別の面談を始めている状況になる。一応その支援員さんとこどもの話というのは表に出さないというか、2人だけの間の話ということは原則で様子を見ているが、終わった後は少し今の気持ちとかどうやら保護所の生活とか全般的な話をして、少し話を聞いてもらったことですっきりした表情で皆戻ってくるといふように保護所の方から聞いているので、おおむね好評なのかなと我々としては思っている。
- 6 委員おっしゃるように、もう少し周知及び養成については今後も必要かと思っており、今後も研修会の開催など広報とかもし、理解を深めるように取り組んでいきたいと考えている。養成については他の自治体では確かに広くやっているということも我々も承知はしているが、当県としては今年度から始めたところであるので、まずは中心の役割を果たす弁護士などの専門職を対象として、まずは養成を進めたいと考えている。その後についてはいろんな関係者施設や里親さんいろんな方の関係者のことも含め交えて、どうやっていくかということ聞きながら、専門職以外の人材を対象した養成についてはそのあと検討していきたいと今のところは考えている。

戸野部委員

仕事と子育て家庭の両立についての相談についてだが、相談の中から、例えば県の施策に反映すべき課題ってということも出てくると思うが、そういったことに対してはどのように対応しているか伺う。

多様な働き方推進課副課長

相談については、こちらの相談員の方が相談についてご対応しているところであり、いろんな情報等を提供しているところである。県の施策に対する御意見というところもあるが、こちらの方で県の施策に反映できるところがあるかどうか、相談内容を鑑みて検討してまいりたいと思っている。

中川委員

- 1 1点目は、先ほど自民会派さんから大勢御質疑があった意見聴取であるが、条例ができたので児童相談所、一時保護所、児童養護施設に目安箱を設置して、それぞれ施設の職員が見るのではなく、県庁並びに外部の有識者だけしかそれを見れない目安箱を設置しないと子どもたちは声を上げられないので、必須だと思っているが、その意見聴取についてどのようにお考えかをお尋ねしたい。
- 2 児童養護、養育環境のお話があったが、養育環境が厳しい状況だと、将来、高齢者になってからかもしれないが、闇バイトに陥るリスクが極めて高まるが、その闇バイト対策と養育環境の改善というのを、今後、新たにどのような手立てを具体的に行っていく

のか。

- 3 3点目、先ほど児童相談所の体制強化というお話があったが、今の延長上で何人増やしたところで、体制は強化できないので。なぜできないと言い切るかというのと、他者を育てたことのない方がほとんどの職員なので、児童相談所の職員体制で、今後、割合として教職員や保育、幼稚園の経験者の割合及び警察経験者の割合を何割まで持っていくお考えはないと思うので、どのようにお考えか。今後。
- 4 それから関係機関との連携というお話があったが、残念ながら民間シェルターさんとさえ連携ができていないが、今後はどのように改めるお考えなのか。特に、今年度フェーズが変わったのは、東京でいわゆる赤ちゃんポストが設立をされるので、これまでの延長上の連携ではとてもではないが、埼玉でこどもを、どういう言い方がいいか、痛ましい状況になりかねない状況なので、連携をどのように変えていくお考えなのか。
- 5 5点目に、資料の1枚目の児童養護施設退所者の大学進学率、あろうことか下がっているし、これ5年後の目標値は何%で、具体的にお尋ねしたいのは、何が課題なのか、何が足らないのか。

こども安全課長

- 1 委員おっしゃるとおり、児童養護施設などにも意見箱が置いてあり、今の時点では直接処遇には関係ない職員ではあるが、第三者が開けているという状況ではない。一応、委員御存じだと思うが、権利ノートというのも配っており、直接県の職員に届くような形や、あと意見聴取部会ということで、改めてこどもの声は届くような形は取っている。目安箱を第三者が開けるということについても含めて、先ほど戸野部委員のご質問にお答えしたが、アドボカシーの関係はこれからやはりやっていかないといけないことだと思っているので、どういう形がいいかは今後考えていきたいと、今のところ我々としては考えている。
- 5 この進学率下がってはいるが、母数が少ないので、今年あと2人受かったらもう40%になるということで、どうしても母数が少ないので、そういうようになってしまいが、いろんな児童養護施設に入所しているお子さんいろんなお子さんがいらっしゃるの、確かに進学率だけを見るとこういう数字にはなるが、一人一人の進路を叶うことは我々としては大事だと思っているので、進路が実現するような形で応援をしたいと考えている。

児童虐待対策幹

- 3 今、児童相談所の方で、児童福祉司はじめ専門職が勤務しているが、例えば、警察OBが配置されていたり、学習指導員も一応教員免許OBということで、保育士も配置されている。そういった専門職が配置されているが、非常に議員お話しのとおり、専門職が、経験者ですね、そういった方が児相に勤めていただけるというのは非常に有用だということに考えているので、今お聞きしたばかりだが、こちらの方でも研究をさせていただきたいと思う。
- 4 いわゆるこどもシェルターについては、夜間とか休日を含め、今居場所のないこどもの緊急避難場所ということで、現状としてはこどもの安全を守る重要な役割を担っているものと認識している。そのため現場において、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図って、速やかな対応や適切な支援を行うことが、やっぱり一人でも多くのこどもの命を救うことができるということだと考えている。一方、シェルターの現場での連携については、児童相談所との関係も含め様々な課題が存在することも事実である。

現に今、こども若者シェルターということで国の方でだが、こどもシェルターとは同義ではないが、今こども家庭庁の方で、シェルターの検討会ということでガイドラインを策定しているという話を聞いている。そういったものも参考にしつつ、今後、よい連携をしながら対応できるように、丁寧に話し合っていく必要があると考えている。

生活安全部参事官

- 2 いわゆる闇バイトを通じた犯罪に少年を加担させない対策として、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担をさせないために、具体的な事例等を踏まえた非行防止教室の実施啓発チラシの作成及び県警ホームページや、少年課、あとは、X公式アカウント、YouTube 県警公式チャンネル等を活用した啓発、あと教育及び青少年関係機関や保護観察所、少年鑑別所への啓発のチラシの提供、あと、川越少年刑務所における加担防止の講話等の実施、さらには、少年警察ボランティアや関係機関と連携した犯罪への加担防止のキャンペーンなど広報活動を実施している。

中川委員

- 1 県警本部には闇バイトについての貴重な御答弁を賜りましてありがとうございます。ぜひ、県警本部が今日こちらにお見えの50人以上の方への研修を、具体的に質問ですが、グリ下、東横に皆さん行ったことないと思うので、グリ下と言っているのは、道頓堀のグリコの看板の下だからグリ下と呼ぶが、行ってみれば闇バイトに陥る理由が分かると思うが、こちらにいらっしゃる方への研修を県警本部に行っていただきたいと思うがいかがかというのが1点目。
- 2 2点目の意見聴取であるが、これ専門家の意見をいつ聞く予定なんで、専門家の意見をいつ聞く、今年度、専門家の意見を聞かずに終えてしまうのか。それが2点目。
- 3 3点目に、教職員や警察や幼稚園の先生などの割合を増やしてというふうに、対策幹、今初めて聞きましたと御答弁なさったが、ごめんなさい私13年前から同じことを申し上げている。なので、引き継ぎがなくて異動しないでくださいと申し上げてきたので、この点については目標値をお尋ねした。教育現場のシビアな経験をしたことのある職員の比率目標値をお尋ねする。
- 4 それから連携強化だが、民間シェルターさんとの連携で、何が自分たちは問題だと、何が県庁の課題だと思ってらっしゃるのかの御答弁がなかったのでお聞きする。
- 5 それから、非常に重要な進学率であるが、いろんなお子さんがいらっしゃるとの御答弁であったが、短く言うが、私当時、養育期間18年間で18メートルの滑走路に例えるが、うちに来た子は15歳でうちに来たので、あと3メートルで飛び立て、要は何だ、自立しろ、3メートルで飛び立つのは無理である。だから、いろんなお子さんがいるのでなくて、飛び立てないお子さんがいるということを答えてもらいたかったんだけど、これの目標値もないのか。
- 6 そしてこれらは、児童福祉審議会にかけないのか。

生活安全部参事官

- 1 県警としては、あらゆる場面で、特に闇バイトの関係は講義等させていただいているので、県の方から要望があれば、当然講義等をさせていただければと思っている。

こども安全課長

- 2 意見聴取については、今年度専門家の意見を伺っている。一時保護所から始めている

が、今後も含めて専門家からも意見を聞きながら広げていきたいと考えている。

- 5 それから進学率の関係であるが、目標値については、漏れており、令和8年度が37%という5か年の目標にあって出している。10年後については今はない。それから委員おっしゃるように飛び立てない子がいっぱいいるということは、我々の方よく分かっている。以前は措置延長ということで20歳までということであったが、事業の方が今年度からは無制限でいていいという形になっているので、次は、きちんと立てられるように支援をしていきたいと考えている。

児童虐待対策幹

- 3 先ほど申し上げたが、一応研究していくということで、今現状であるとか、これからの児童相談所の体制強化、そういった中で、研究してまいりたいと考えている。
- 4 関係機関との連携については、様々な課題がある。いろんな機関があるので、例えば、児童相談所と連携するに当たって、先方の団体の法的な位置付けとか、あとは児童を保護するに当たっての支援内容とか保護の環境であるとか、あとは個人情報の取扱いとか様々な事案等を扱っていると、それぞれ連携に、そういったところで相互の役割を補完しなければいけないという課題が見受けられる。そこでやはり双方が、それぞれの機能、役割を担うために丁寧に話し合っていく必要があると考えている。

中川委員

- 1 まず、研究とおっしゃった意味が分からない。児童相談所の体制の強化は研究課題ではないと思うが、教職員比率などを、高めることについて研究した後、児童福祉審議会に、その視点において、審議委員さんに御説明をするのか。それが1点目。
- 2 2点目で、進学率の目標値がありませんって、すいません、こんな重要なことに、部長さん、目標値もなくてよいのか。全然意味が分からないが。
- 3 それから先ほどの連携評価であるが、ちょっと皆様にメモしてもらいたいが、連携で絶対うまくいかない、皆さんの得意技があるが、県庁としてはって言うてしまうときは、大抵連携が評価できない。県庁としてはという言葉が頭についてしまうときは、大抵相手のことを気にしていない。そこが民間シェルターさんが大変困ってらっしゃる。私は怒られました民間シェルターさんに。先ほど警察の方から闇バイトのことについて県庁から要望があればというようなお話であったが、要望はないのか。

福祉部長

- 1 まず1点目の職種の関係であるが、私は、職員はいろんな経験を持った方が、就職していただいて、その経験を活用していただくということは、これは本来、大変いいことだと思う。ただ、教員出身者だとか、それから警察出身者だとか、その比率というもののまで目標で定めるということは、現時点で考えていない。ただ、児童虐待対策幹は将来的な課題になるのかなということで研究という言葉を使ったと、このように私は解釈した。
- 2 それから進学率の目標については、議決を頂いた5か年計画で、令和8年度までに37%と、こういう目標を設定しているところである。
- 3 それからですね、闇バイトの方にちょっと移らせていただくが、基本的に社会的養護こういったことをしっかりやって、社会人としてしっかり成長していただき、その結果、その闇バイトなどに手を染めないようにしていただくということで、私どもとしては業務に携わっているというふうに考えているので、こどもがしっかり成長する、要するに

希望を持って、その希望をかなえていただく、そういう生き方をしていくことを目標に我々は業務をしていると、このように考えている。民間シェルターのところについては申し訳ないが、ちょっと民間との連携というのは極めて重要であるので、それはしっかり進めていかなければならないが、この部分についてはすいません、担当課長の方から答弁させていただきたいと思う。

児童虐待対策幹

- 3 関係機関との連携については、先ほど申し上げたが、しっかり部長からもあったが、やってくる必要があるというところで、先ほどもちょっと申し上げたが、今国の方でもガイドラインを作っているというところもあるので、そういったものも参考にしつつ、連携がうまくいくために、しっかり丁寧に話し合っていくということで考えている。

中川委員

もう県議として一生この委員会に入れないかもしれないので。

- 1 部長さんの御答弁で不思議ではないのは、どうして他者を育てたことのある子育て現場の人を増やしたいと今時点で思えないとおっしゃるのが、後ろの部下の方が聞いていらっしゃるの、すいません、私が県議にならなきゃいけないと思った理由は、児童相談所の管理職が子どもに対して、人権を無視した対応をしたので。ただ、そのときに助けてくださったのは教職経験のある副所長さんであった。私市議会議員であったが。やっぱり他者を育てたことのある方は、所長が言うなって言ったこともちゃんと外部にきちんと事実を述べてくださるのだなと。大変そのときの、お名前も覚えているが、副所長さんには感謝しているので、部長さんにお尋ねしたんですが。それが一つと。
- 2 あと担当課長さんにお尋ねしていた答弁で漏れているのは、児童福祉審議会にこれらのことはかけないのか。

福祉部長

- 1 私は他者を育てた人を採用したくないとか、そういうことは一切思っていない。いろんな経験をされた方が結果的に職員になられて、その経験が生かせればそれはいいことだと思うので。決して他者を育てた経験がある人なんか採用したくないということで先ほど御答弁申し上げたつもりはないので、よろしく御理解いただきたいと思います。

児童虐待対策幹

- 2 児童福祉審議会にかけるかどうかであるが、先ほど、専門職の割合、目標値というのは特に今定めておらず研究していくということでお答えしており、その審議会にかけるかどうかも含めて、将来的にどうすれば児童相談所の体制強化として適切かということも含めて研究していく。

小川委員

私からは児童虐待防止対策（３）イについて伺う。

- 1 妊産婦等への支援ということで、生活に困難を抱える妊産婦等を母子生活支援施設で受入れとある。これまでの支援対象となった妊産婦の人数、またそのうち同施設で受け入れになられた実績について伺う。
- 2 それから５の児童精神科医師による各児童相談所への巡回指導の実施とあるが、この巡回指導については、具体的にどのような方がどのような方法で行っているのか、その

実績について伺う。

- 3 最後に一時保護について伺う。児童相談所、一時保護所以外で一時保護されている児童の実績及びその理由について伺う。

こども安全課長

- 1 今年度より新たに実施している妊産婦等生活援助事業については11月末現在、相談が5件入っている。そのうち3世帯が事業として施設の方に入所している。3世帯のうち2世帯は自立が可能になったということで、既に退所しているが、退所後も今のところ施設の方でフォローしている状況になる。1件はまだ入所を継続している状況になる。

児童虐待対策幹

- 2 児童精神科医師については常勤の医師が1名、中央児童相談所に配置されている。その医師が各児童相談所を巡回指導を行っているというところである。具体的には児童や保護者の診察であるとか、地域の医療機関の紹介を行うことで、虐待を受けた児童の精神的なダメージの回復につなげるといった取組を行っている。令和5年度であるが、児童精神科医が児童や保護者に対して、合計846件、846件の診察や児童相談所との対応の協議実績がある。
- 3 令和5年度に児童養護施設、里親等に昨年度に一時保護委託された児童であるが、入所ベースで1,022人である。委託の理由については虐待によるものが590人、親の事情による養育困難が357人。障害が26人。非行が24人、児童の育成困難が25人となっている。

小川委員

一時保護所以外の一時保護されている児童の件数、今お伺いをしたが、私が聞きたい趣旨は、児童相談所の一時保護所で入所されるんだと思うが、それではなく、例えば里親さんのところに入所されているお子さん、あるいは福祉医療施設に入所されているお子さんがいらっしゃると思うが、どのような理由で一時保護所以外に入所されているのかについてお聞きしたいというのが趣旨である。よろしくお願いします。

こども安全課長

乳児の場合は乳児院さんをお願いという形になるのと、あと障害のあるお子さんについては障害児施設にお願いをする場合がある。お子さんの状況や、ときには正直なところ児童相談所がなかなかいっぱいで難しかったりとか、そういった事情もあったりとかその時の状況で委託になっている場合もある。

小川委員

合わせて1点お伺いしたいが、ちょうど令和4年の国の一時保護所の通知の改正の中で、学校に通える環境をできるだけ整備していきましようということでそのためには一時保護所の分散化ということが追記されたというふうに承知しているが、この学校への通学については、その後どのような状況にあるか。

児童虐待対策幹

ちょうど国の一時保護所の基準が令和6年4月1日で施行されて、それに従ってもしくは参酌して条例でも定めるようにというところで今検討しているところであるが、やはり

一時保護所の処遇というのは非常に大事で、今権利擁護の関係でもいろいろ話題になって
もいるが、昨日まで学校に行った子が虐待通告を受けて、いきなり一時保護所に入所して
ということで子どもに罪がなかったりするわけであるが、いきなり学校行けなくなると
か、そういったところもあるので、基準が変わったということで、内部で何ができるか、
そういったことは、検討している。

岡村委員

- 1 まず、資料の４ページにある、思いがけない妊娠に悩む方の相談窓口の設置という妊
産婦等への支援のところであるが、実際に県として思いがけない妊娠の年齢層っていう
んですかね、そこをどの程度把握をされていて、そこに向けての相談窓口があるよって
いうアプローチができていますのか教えていただきたい。
- 2 続いて、先ほど来出ている児童相談所の件であるが、今県内に３つ、中核市があり、
中核市は、法改正されて、児童相談所を置けるようになった。実際に県の負担を減らす
ためにも、私は中核市が児相を設置していただき、正にその地域でできる対応をすべき
と思っているが、県としてその中核市への児相設置への働き掛けはどのように行ってい
るのかお尋ねする。

健康長寿課長

- 1 こちらの窓口の年齢構成については把握しており、まず１０代が３３．５％、２０代
が３５．７％。３０代が１３．３％。４０代が３．９％で５０代が０．６％となっており、
１０代、２０代の若年層の年齢が約７割を占めている。年齢層を把握した上での対
応であるが、まず、１０代、２０代が全体の７割を占めるので、１０代に向けた啓発と
しては、県内の全公立学校２８２校、こちらの男子生徒と女子生徒と関係なく生徒全員
に、携帯できる名刺サイズのを全員に配らせていただき、窓口の周知をさせていただ
いている。また、窓口を知った媒体としてはネット検索という御意見が多かったこと
から、若い世代の方が目にとまりやすい媒体としてはＹ又はインスタグラムにおいて妊
娠ＳＯＳ埼玉、こちらを開設して、相談窓口の周知とか、あと妊娠・避妊こちらにまつ
わる正しい情報の発信を行っている。また、若い世代の利用が想定される県内のイン
ターネットカフェ、あと漫画喫茶、あとドラッグストアにポスターや、目にとまりやす
いようなこういったスイングポップ、こういったものを御用意して、各店舗の方に掲出を
依頼した。特に女性が立ち寄りやすい、立ち寄ることが多いと想定されるフロア、化粧
品売り場とか、こういったところに掲出いただいて相談窓口の普及を行っている。イン
ターネットカフェについては６１か所、あとはドラッグストアについては３６８か所
にお願いしたところである。

児童虐待対策幹

- 2 取組の例として令和２年度、令和４年度は各中核市の児童福祉主管課宛に訪問して、
設置を促したほか、今年度においてもその後の検討状況について確認をした。なかなか
調査研究という段階とお聞きしているが、やはり設置のメリットなどもある。市がやる
ことで、県と市の連携以前に基礎的自治体の市の中でできると。例えば、保育とか教育
とか母子保健とか。そういったこともあるので、そういったことをお示しながら働き
掛けしているが、今現在、調査研究という答えをいただいているということで、なかなか
こういった児童相談所を設置するという判断はなかなか重いものだと思うので一朝一
夕にはなかなか答えは出ないかなと思うが、県としては設置のメリットを丁寧に説明す

るなど、粘り強く働き掛けて参りたいと考えている。

中屋敷委員

虐待に至る、至らないというところでは至らない状況を作ることが極めて大事であるが、実際に起こってしまったときのその後の対応も極めて重要だというように思う。そういう中で、本県においても毎年のように命を落とされるお子さんがいらっしゃるという状況の中で、いわゆる臨検搜索というところに至って、救われたケース、そういったものがどの程度あるか。それと、警察との連携を強化するという中で、臨検搜索に至る事案というのがしっかりと増えているのかどうなのか。それによって最終的に命というところでは救われるケースがあるという希望をこっちは持ちたいわけなので、その部分をちょっと分かっているところ、令和5年度ではっきりでも結構ですけれども、お答えをいただければなというように思う。

児童虐待対策幹

今警察と連携を行っており、資料の方でも先ほども出たが、DVによる心理的虐待や、警察の方からの通告も6割ということで連携の方は強化しているところであるが、臨検搜索に至った事例というのは、ここ数年で2件ある。いずれも臨検搜索で立ち入った結果、事件化にはならなかったケースということで承知している。研修について補足であるが、そういった臨検搜索っていうのは、過去2件ということで非常に少ないということで、先月、警察学校の方で私も局長も参加したが、警察と児相、さいたま市の児相も含めて、実際の警察学校内にある家のモデルを使って、そういった臨検搜索の訓練の方をやった。そういった日頃から、連携の方を強化しているところである。

中屋敷委員

実はそのニュースを拝見したのでお尋ねしようというように思っていた。そういう状況の中で2件というのが、私としてはやはり少ないなっていう印象を強く持っている。これは法令に基づいてやらなきゃならないので時間がかかってしまうからこそ、そうなのかっていうところも非常に重要な部分であるかと思うけれども、一時保護に至るにしても、そこは法的根拠も必要なわけではないか。その部分が制度として臨検搜索に至るまでの制度っていうのが、今の状況のままでいいというふうにお考えになっているかどうか確認したいと思う。

児童虐待対策幹

委員お話しのとおり、臨検搜索に至るまでには手続的な時間もある。まずは安全確認で行き、安全確認ができない場合、順を追って出頭命令や、立入調査とか、臨検搜索も裁判官の許可をもらっていないといけないということで、緊急に保護する場合にはちょっとなかなかなじまないということで、そういった手続的な面はあるが、現状としては、安全確認のほか、家庭訪問に行く場合、各児相における警察OB2名配置しているが、警察の方と一緒に訪問するなどして、対策を練っているところである。

中屋敷委員

まだ今の御答弁は僕の問いかけには答えてもらえなかったかなっていうように思うが、とはいえ、要はその法的な部分を整えなきゃなんないっていう中で、されどもそこで命が失われてしまう状況はあってはならないことだと思う。だから、臨検搜索には至らなくて

も、埼玉県は子どもたちの命を守るために、もっとこういうふうにするとかというのを何かお考えをいただく必要が僕はあると思うがいかがか。

児童虐待対策幹

臨検捜索は過去２件ということで、それが少なくてよかったと解釈すべきなのか、それとも２件あったと解釈すべきなのかであるが。先ほど申し上げたが、警察ＯＢとともに家庭訪問を行うことで、緊急保護としては今のところ対応を課題はあるかもしれないが対応できているというところである。ですので、基本的な手続に時間がかかるというのはあるが、そういった時間のかからない方法ということで、警察と連携して、時にはもう１１０番通報というような対応も必要かと考えている。

中屋敷委員

今の御答弁はその部分はもっと力を入れてやっていきますよってという理解でよいか。

児童虐待対策幹

そういった緊急に保護すべき対応が必要なときに関しては、より警察と連携を強化して、速やかに対応してまいりたいと考えている。